

商品概要説明書

J Aフリーローン（ニコス）

（2023 年 4 月 1 日現在）

商品名	J Aフリーローン（ニコス）
ご利用いただける方	○青梅市、奥多摩町に在住または在勤の個人の方、及びその近郊地域に在住の個人の方。（近郊地域に在住の方は、店頭でのお申込みとなります。） ○お借入時の年齢が満 20 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金、及び事業性資金とします。 （他金融機関・信販会社等からお借入中の各種ローンお借換資金とお借換えに伴う諸費用についても対応可能です。） ただし、負債整理資金等は除きます。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができるものとします。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	【固定金利型】 年 4. 3 0 %～6. 7 0 % ○お借入利率には、年 2. 30 %～4. 70 %の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50 %以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○融資実行時・・・3, 3 0 0 円（消費税込） ○全額または一部繰上返済をされる場合。 ①全額繰上返済の場合・・・3, 3 0 0 円（消費税込） ②一部繰上返済の場合・・・無料 ○ご返済期間中の返済条件変更・・・3, 3 0 0 円（消費税込）

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置																
	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または部（電話：0 4 2 8－2 1－2 1 2 2）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。																
	また、J A バンク相談所（電話：0 3-6 8 3 7-1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。																
	○紛争解決措置																
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。																
	<table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。																
	・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。																
	・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。																
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。																
その他	○お申込みに際しては、当 J A、及び当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。																
	○印紙税が別途必要となります。																
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。																

J A 西東京